

函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係る  
プロポーザル募集要領

令和7年7月  
函館市企業局

## 目 次

1	業務概要に関する事項	-----	1
2	スケジュール	-----	2
3	参加資格に関する事項	-----	3
4	参加申込み手続きに関する事項	-----	3
5	業務提案書および業務提案見積書の作成に必要な資料の閲覧	-----	4
6	業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項	-----	5
7	業務提案書の記載内容に関する事項	-----	5
8	業務提案書等の作成および提出に関する事項	-----	6
9	最適提案者の選定に係る審査に関する事項	-----	7
10	審査結果	-----	7
11	プロポーザルの途中辞退	-----	8
12	プロポーザルの失格要件	-----	8
13	契約の締結に関する事項	-----	8
14	その他の事項	-----	9

## 函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザル募集要領

本要領は、函館市企業局（以下「当局」という。）の委託する水道料金等徴収業務（以下「本業務」という。）について、最適提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続き等必要な事項を定めるものです。

また、本業務の仕様は、当局が標準的に実施する内容を記した函館市企業局水道料金等徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりですが、プロポーザルの実施にあたっては、プロポーザル参加者から、お客さまサービスの向上や収納率の向上等が期待できる効率的かつ効果的な提案を求めるものです。

### 1 業務概要に関する事項

#### (1) 業務名

函館市企業局水道料金等徴収業務

#### (2) 業務内容

ア 受付・検針等業務

(ア) 受付業務

(イ) 定期検針業務

(ウ) 清算検針業務

(エ) 再検針調査業務

(オ) 調定業務

(カ) 量水器管理業務

(キ) 上下水道情報入力等業務

イ 収納・滞納整理業務

(ア) 口座振替業務

(イ) 納入通知業務

(ウ) 収納業務

(エ) 滞納整理業務

(オ) 給水停止業務

ウ その他附帯する業務

エ 業務提案事項の業務

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（引継ぎ等に要する履行準備期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとします。）

ただし、履行準備期間に要する費用は受託事業者の負担とします。）

#### (4) 見積上限額

1,599,000,000円（5か年総額、消費税および地方消費税の額を含まない。）

本業務の委託契約は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における提案上限額は次のとおり。

令和8～12年度 319,800,000円

(5) 業務担当部課

函館市企業局管理部料金課（函館市企業局本庁舎内2階）

〒040-8541 函館市末広町5番14号

電話 0138-27-8833

FAX 0138-23-1835

e-mail kenshin-hw@city.hakodate.hokkaido.jp

担当 中貝

2 スケジュール

内 容	実施日程
プロポーザルの実施公告	令和7年7月23日(水)
参加申込書等の提出期間	令和7年7月23日(水)から 令和7年8月5日(火)午後5時まで
参加資格審査結果通知の発送	令和7年8月8日(金)
業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧	令和7年8月12日(火)午前9時から 令和7年8月15日(金) 午後5時まで
業務提案書等の作成に係る質問の受付期間	令和7年8月12日(火)から 令和7年8月18日(月) 午後5時まで
業務提案書等の作成に係る質問に対する回答期限	令和7年8月22日(金)
業務提案書等の提出期間	令和7年8月25日(月)から 令和7年8月29日(金) 午後5時まで
プレゼンテーションおよびヒアリング 最適提案者の選定	令和7年9月中旬から下旬
受託候補者決定通知等の発送	令和7年9月中旬から下旬
契約締結に向けた契約内容等の協議	令和7年9月下旬から契約締結まで
契約締結	令和7年11月中旬
履行準備期間（引継ぎ等）	契約締結日から 令和8年3月31日(火)まで
業務開始	令和8年4月1日(水)

### 3 参加資格に関する事項

#### (1) 参加者の資格

プロポーザルの参加資格は、次に掲げるとおりとします。

- ア 法人または複数の法人で構成する共同企業体であること。
- イ 共同企業体により参加する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。
- ウ 一法人が複数の参加申込みをすることはできません。また、共同企業体により参加する場合も一法人とみなします。
- エ 共同企業体の構成員は、法人単独および他の共同企業体の構成員として参加することはできません。
- オ 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有し、かつ、その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

#### (2) 参加者の制限

プロポーザルへの参加者またはその構成員は、参加申込書提出の際に、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ア 令和7・8年度における函館市競争入札参加資格（物品供給等）を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- エ 函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 令和2年度以降、給水人口10万人以上の水道事業体等において、水道料金等の徴収業務を2年以上継続して受託した実績のある者（現在履行中の業務を含みます。）。ただし、共同企業体により参加する場合は、代表法人がその要件を満たしていれば、その構成員は当該要件の有無を要しません。
- キ 函館市の市税、消費税および地方消費税に滞納がない者であること。
- ク 本要領9(1)に定める委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

### 4 参加申込み手続きに関する事項

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1-1号）

- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、従業員数、沿革等、参加申込者の会社概要が記載された資料
- エ 定款および法務局が発行する商業・法人登記簿の履歴事項全部証明書および印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- オ 会社案内パンフレット等
- カ 直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書
- キ 類似業務受託実績調書（様式第3号）
- ク 上記キの類似業務受託実績調書に記載した類似業務の受託実績を証する契約書の写し
- ケ 函館市の市税（納税義務がない場合は不要。）、消費税および地方消費税に滞納がないことを証する書類
- コ 経営方針および社会的責任を果たすためのコンプライアンスへの取組みが記載された資料
- サ 個人情報保護の考え方（プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は、それを証する書類の写しも添付してください。）
- シ 共同企業体により参加を申込む場合の追加提出書類
  - ・ 構成員調書（様式第1-2号）
  - ・ 共同企業体協定書（本業務を共同企業体により受託する意思を明確にした協定書）
  - ・ 共同企業体のすべての構成員に係る上記イからケまでの書類

(2) 提出期限

令和7年8月5日(火)午後5時まで

(3) 提出先

1(5)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）による。郵送の場合は上記(2)必着とします。

(5) 結果の通知等

当局は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和7年8月8日（金）までに申込者へ結果を書面で通知します。参加資格を有すると認められた者には、結果の通知と併せて業務提案書の提出を要請します。

## 5 業務提案書および業務提案見積書の作成に必要な資料の閲覧

プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加申込者（以下「参加要請者」という。）は、業務提案書および業務提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の作成に必要な資料を閲覧することができます。

(1) 閲覧期間

令和7年8月12日（火）から8月15日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 閲覧場所

函館市企業局本庁舎 2階料金課内（函館市末広町5番14号）

(3) 閲覧人数

1 参加要請者につき 4 名以内

(4) 閲覧資料

- ・ 函館市企業局水道料金等徴収業務に係る業務要領ほか
- ・ その他必要と認める資料

(5) その他

- ・ 資料の持ち出しおよび撮影等は一切認めません。
- ・ 資料の閲覧中における質問には一切回答しません。
- ・ 資料の閲覧を希望する場合は、閲覧日時について、事前に電話または電子メールにて、お申し込みください。

## 6 業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項

業務提案書等の作成に係る参加要請者からの質問を下記のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 12 日 (火) から 8 月 18 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

プロポーザルに係る質問書 (様式第 4 号) へ質問内容を簡潔に記入し、電子メールにて提出してください。ただし、電子メール送信後は、必ず電話にて連絡してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載します。

(4) 回答期限

令和 7 年 8 月 22 日 (金)

## 7 業務提案書の記載内容に関する事項

業務提案書は、下記の事項について記載、添付し作成してください。なお、記載内容は簡潔で明瞭なものとしてください。

- (1) 会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、従業員数、沿革等、参加要請者の会社概要が記載された資料 (就業規則ならびに労働基準法第 36 条に基づく時間外および休日の労働に関する協定書の写しも添付してください。)
- (2) 直近 2 か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書
- (3) 経営方針および社会的責任を果たすためのコンプライアンスへの取組みが記載された資料
- (4) 本業務の類似業務に係る受託実績、その取組方針および成果が記載された資料
- (5) 地域貢献の考え方
- (6) 人材の育成および確保の考え方
- (7) 個人情報保護の考え方 (プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は、それを証する書類の写しも添付してください。)
- (8) 災害等危機管理への対応の考え方 (業務継続計画など、災害等に備えたマニュアルなどがあれば添付してください。また、各種損害賠償責任保険等への加入状況が確認できる保険証書の写しも添付してください。)

- (9) 業務執行体制および業務執行計画の考え方
- (10) 受付業務に対する考え方
- (11) 定期検針、清算検針、再検針調査および調定業務に対する考え方
- (12) 量水器管理業務に対する考え方
- (13) 上下水道情報入力等業務に対する考え方
- (14) 収納業務（口座振替および納入通知業務を含む。）に対する考え方
- (15) 滞納整理業務（給水停止業務を含む。）に対する考え方
- (16) 東部営業所の業務に対する考え方
- (17) 収納率の目標値の確保等に係る提案
- (18) その他の業務提案

## 8 業務提案書等の作成および提出に関する事項

業務提案書等の作成形態および提出については、下記のとおりとします。

### (1) 業務提案書等の作成形態

#### ア 業務提案書

- ・ 業務提案書正本および副本の表紙には、「業務提案書」（様式第5号）を使用してください。
- ・ 業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて作成し、1部ずつファイルに綴り提出してください。なお、資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとしてください。

#### イ 業務提案見積書

- ・ 業務提案見積書は、「業務提案見積書」（様式第6-1号）を使用し、業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について、「提案見積金額に係る積算内訳書」（様式第6-2）を作成のうえ、業務提案書の最後に添付し提出してください。
- ・ 提案見積金額は、消費税および地方消費税相当額を含まない額を記載してください。

### (2) 業務提案書の提出部数等

#### ア 提出部数

・ 業務提案書	正本 1部
	副本 9部

#### イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は提出期限内必着とします。

#### ウ 提出期間

令和7年8月25日(月)から令和7年8月29日(金) 午後5時まで

### (3) その他

- ・ 業務提案書等の提出後における書類の差替え、追加および再提出は一切認めません。
- ・ 業務提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属しますが、プロポーザルの実施上必要な場合は、当局が無断で複製することができます。
- ・ 業務提案書等の提出書類は、プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。また、如何なる理由があっても返却しません。

## 9 最適提案者の選定に係る審査に関する事項

### (1) 審査機関

最適提案者の選定に係る審査は、当局の職員および外部の有識者で構成する函館市企業局水道料金等徴収業務プロポーザル選定審査委員会（以下「委員会」という。）が行います。

### (2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

業務提案書等の提出後、参加要請者ごとにプレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

#### ア 実施時期

令和7年9月中旬～下旬

（実施日時は、決定次第、各参加要請者に対して、別途通知します。）

#### イ 実施場所

函館市企業局本庁舎内 4階大会議室（函館市末広町5番14号）

（会場は都合により変更となる場合があります。）

#### ウ 所要時間

1 参加要請者につき	プレゼンテーション	30分以内
	ヒアリング	30分程度

#### エ 参加人数

1 参加要請者につき5名以内

（ただし、共同企業体の場合は、各構成員から必ず1名以上出席してください。）

#### オ その他

- ・ プレゼンテーションによる説明内容は、業務提案書に記載する範囲内としてください。
- ・ プレゼンテーションおよびヒアリングの実施順は、業務提案書等を受理した順とします。

### (3) 審査方法

参加要請者から提出された業務提案書および業務提案見積書のほか、プレゼンテーションおよびヒアリングをもとに、別に定める選定基準に基づき評価、採点を行い、委員会委員の平均点数が最も高い者を最適提案者として選定します。

市は、特別な理由がない限り、委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定します。

### (4) 選定基準

別紙「函館市企業局水道料金等徴収業務選定基準」のとおり

## 10 審査結果

### (1) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後、速やかにすべての参加要請者に通知することとし、受託候補者に決定した参加要請者に対しては「受託候補者決定通知書」、受託候補者に決定されなかった参加要請者に対しては、「受託候補者非決定通知書」により通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないこととします。

## (2) 審査結果の公表

審査結果は、函館市のホームページにおいて、次の事項を公表します。

- ・ 参加要請者名
- ・ 受託候補者名
- ・ 参加要請者の評価点数合計

※受託候補者以外の参加要請者名は表示しません。

参加要請者が2者の場合、2位の者の評価点数合計は表示しません。

- ・ 受託候補者の評価点数内訳

## 11 プロポーザルの途中辞退

参加要請者は、参加申込書提出以降のどの時点においても、辞退届（任意様式）を提出することで、本プロポーザルを辞退することができます。

なお、参加要請者からの業務提案書等が、本要領8の(2)のウに定める提出期間内に提出されなかったときは、プロポーザルを辞退したものとみなします。

## 12 プロポーザルの失格要件

参加要請者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、プロポーザルへの参加を取り消すこととします。

- ・ プロポーザルの実施途中において、参加要請者が本要領3の(2)に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。
- ・ 業務提案見積書の業務提案見積金額が本要領1の(4)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。

## 13 契約の締結に関する事項

### (1) 契約締結に向けた協議

当局は、仕様書および受託候補者の業務提案書等をもとに、受託候補者と契約の締結に向けた契約内容等の協議を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結するものとします。なお、契約にあたっては、事前に所定の指定公金事務取扱者指定申出書を提出していただき当局が指定することとなります。

### (2) 仕様書の取扱い

契約書に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、追加および変更等を行うものとします。

### (3) 次順位者の繰上げ

失格その他の理由により受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加要請者のうち、評価点数が上位であった者から契約の締結に向けた協議を行うものとします。

### (4) 契約保証金

契約保証金は、函館市企業局契約規程(平成23年函館市企業局規程第32号)第28条第2項の規定により、その全額を免除します。

## 14 その他の事項

### (1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類の提出に係る費用および旅費その他一切の費用は、すべて参加要請者の負担とします。

### (2) 書類の配布等

プロポーザルの実施に伴う参加申込書その他すべての書類の配布は、下記の函館市ホームページからダウンロードする方法によるものとします。

また、業務提案書等の作成に係る質問に対する回答および受託候補者の選定結果に係るホームページへの掲載先についても、下記のとおりとします。

【URL [https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025060300011/】](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025060300011/)

函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係る  
プロポーザル募集要領（様式集）

（各種様式）

番号	様式	種類
1	第1-1号	参加申込書
2	第1-2号	構成員調書
3	第2号	誓約書
4	第3号	類似業務受託実績調書
5	第4号	質問書
6	第5号	業務提案書（表紙）
7	第6-1号	業務提案見積書
8	第6-2号	提案見積金額にかかる積算内訳書

## 参加申込書

令和7年(2025年) 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 手 塚 祐 一 様

私は、函館市企業局水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル実施要領の内容等を了承のうえ、別添の必要書類を添えて申し込みます。

申込者 グループ応募の 場合は代表者	所在 地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	連絡担当者	所属部署	
		役職・ <small>ふりがな</small> 氏名	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mail			
グループ応募の有無	有	無	
グループ応募の場合の 構成員数(代表者を含む)	者		

## 構成員調書

令和7年(2025年) 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 手 塚 祐 一 様

私たち、函館市企業局水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザルに参加する応募グループを結成し、代表者が本プロポーザルへの参加、企画提案および契約等に係る一切の権限を有し、業務遂行の責を負うものとします。

代表者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
構成員	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

誓 約 書

令和7年(2025年) 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 手 塚 祐 一 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザルへの参加にあたり、募集要領に定めるすべての参加資格要件を満たしていることを誓約します。

様式第3号

類似業務受託実績調書

商号または名称

区分	受託実績1	受託実績2	受託実績3
発注者名 (都道府県名および 水道事業体等名)			
業務名			
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
給水人口 (契約締結年度)	人	人	人
業務内容			

注1 令和2年4月1日以降、給水人口10万人以上の水道事業体等において、水道料金等の徴収業務を2年以上継続して受託した実績のある業務（現在履行中の業務を含みます。）について、給水人口の多い順に、3件まで記載してください。

2 本調書に記載した類似業務の受託実績を証する契約書の写しを添付してください。

令和7年(2025年) 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 手 塚 祐 一 様

## 質問書

函館市水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザルについて

商号または名称			
連絡担当者	所属部署		
	役職		氏名
	電話番号		

質問 1	対象資料 等の名称	(募集要領等の資料名を記載してください。) [ ページ ]
	質問内容	(簡潔、的確に記載してください。)

質問 2	対象資料 等の名称	(募集要領等の資料名を記載してください。) [ ページ ]
	質問内容	(簡潔、的確に記載してください。)

質問 3	対象資料 等の名称	(募集要領等の資料名を記載してください。) [ ページ ]
	質問内容	(簡潔、的確に記載してください。)

業務提案書

令和7年(2025年)月日

函館市公営企業管理者  
企業局長 手塚祐一様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、函館市企業局水道料金等徴収業務に係るプロポーザル募集要領の内容等を了承のうえ、別添のとおり業務提案書を提出します。

業務提案見積書

函館市企業局水道料金等徴収業務を履行期間終了までの間、引き続き行うことを積算条件として、下記のとおり提案金額を見積ります。

なお、積算内訳は、別添「提案見積金額に係る積算内訳書」のとおりです。

記

提案 見積 金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----------------	--	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

※ 提案見積金額は、消費税および地方消費税相当額を含まない額とし、金額の先頭に「¥」を記載してください。

令和 7 年(2025 年) 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 手塚祐一様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

## 提案見積金額に係る積算内訳書

商号または名称

項目	科 目	科目別費用 税抜き(円)	内 訳
人 件 費			
	小 計		
現 場 管 理 費			
	小計		
一 般 管 理 費			
	小計		
総合計			※ 総合計は、業務提案見積書の提案見積金額と一致させてください。

注1 各項目ごとに、できるだけ詳細に科目を設定し作成してください。

2 記載する金額は、消費税および地方消費税相当額を含まない額としてください。